

## 認定時の添付書類

区分	添付書類等
必須書類	① 生計維持関係調査票 「申告の理由」欄には、認定対象者が18歳以上の場合は必ず扶養しなければならない理由を詳しく記入してください。
	② 組合員と認定対象者の続柄が確認できる「戸籍謄本」(注1)及び組合員の「住民票謄本」(組合員と別世帯に属している者を申告する場合は、認定対象者の「住民票謄本」)  (注1) 住民票謄本で組合員と認定対象者の続柄が確認できる場合は、「戸籍謄本」の提出は省略できます。ただし、婚姻及び養子縁組による申告の場合は省略できません。 なお、出生による申告の場合は母子健康手帳の「子の保護者・出生届出済証明(写)」の提出をもって、「戸籍謄本」及び「住民票謄本」の提出があったものとみなします。
	③ 組合員及び認定対象者(18歳未満の者を除く。)の所得証明書(注2)  (注2) 所得証明書は原則として「市区町村長の証明があるもの(原本)、かつ、収入金額が記載されているもの」とします。なお、認定対象者以外の者(組合員等)の「所得証明書」については、「市町村民税・県民税特別徴収税額の決定通知書(写)」の提出をもって、「所得証明書」の提出があったものとみなします。(源泉徴収票は、不可。)以下同じです。
該当者のみ提出を要する書類	④ 組合員及び認定対象者(18歳未満の者を除く。)に事業収入等があれば「確定申告書・収支内訳書(写)」(注3)  (注3) 「確定申告書・収支内訳書(写)」は確定申告している者のみ提出してください。以下同じです。
	⑤ 組合員に配偶者があり、かつ、当該配偶者が組合員の被扶養者でない場合は、組合員の配偶者の「所得証明書」及び「確定申告書・収支内訳書(写)」
	⑥ 認定対象者に配偶者がいる場合は、認定対象者の配偶者の「所得証明書」及び「確定申告書・収支内訳書(写)」
	⑦ 認定対象者が現在事業所に勤務している場合は、組合様式による「雇用証明書」
	⑧ 認定対象者がハローワークに求職の申込みをした場合は「雇用保険受給資格者証(写)」、受給延長申請をした場合は「受給期間延長通知書(写)」、求職の申込みをしなかった場合は「離職票2(写)(注4)」、雇用保険未加入者が退職した場合は事業所発行の「退職証明書」(注5)。また、生計維持関係調査票の「確約書」欄を記入し、提出してください。  (注4) 離職票2を紛失している場合は、退職証明書等を提出してください。 (注5) 退職証明書は、①健康保険の有無、②雇用保険制度の有無、③退職日の項目が含まれるよう証明を受けてください。
	⑨ 認定対象者が傷病手当金を受給している場合は、「傷病手当金の受給額が確認できる書類(写)」また、育児休業手当金を受給している場合は、「育児休業手当金の受給が確認できる書類(写)」
	⑩ 認定対象者が公的年金等を受給している場合は、当該年金の年金決定通知書・支給額変更通知書等の「最新の年金額が確認できる書類(写)」、請求中の場合は「年金試算書(写)」
	⑪ 認定対象者が組合員と別居している場合は、組合員からの金銭援助を確認するため、預貯金通帳、振込領収書、カード利用明細書等(組合員が負担した認定対象者に係る家賃・電話代・光熱給水費の領収書等を含む。)、組合員から認定対象者への「送金の事実が確認できる書類(写)」  ※ 手渡し援助は一切認められません。
	⑫ 認定対象者が組合員の配偶者(20歳以上60歳未満の者に限る。)である場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」及び「配偶者の基礎年金番号が確認できる書類(写)」
	⑬ 認定対象者が児童手当、児童扶養手当を受給できる場合は、認定後手当の「金額を確認できる書類」

- ☆ 組合員が個人番号を組合に提供している場合は、組合員の「住民票」の提出は省略できます。
  - ☆ 認定対象者が被扶養者申告書に個人番号を記載している場合は、認定対象者の「住民票」及び公的年金を受給している場合は、当該年金の年金額が確認できる書類（個人年金、企業年金等除く。）の提出は省略できます。
  - ☆ 認定対象者が被扶養者申告書に個人番号を記載し「同意書」を提出する場合は、認定対象者の「所得証明書」の提出は省略できます。
  - ☆ 被扶養者が個人番号を組合に提供している場合で新たに「同意書」を提出する場合は、被扶養者の「所得証明書」の提出は省略できます。
  - ☆ 認定対象者が18歳未満の子ども（※）で組合員の配偶者が被扶養者である場合、又は組合員に配偶者がいない場合は、組合員の「所得証明書」の提出は省略できます。
  - ☆ 認定対象者が配偶者及び18歳未満の子ども（※）については、「送金の事実が確認できる書類(写)」の提出は省略できます。
  - ☆ 学生(定時制課程等の学生を除く)については、「在学証明書」の提出を条件として、「所得証明書」及び「送金の事実が確認できる書類(写)」の提出は省略できます。
  - ☆ 認定対象者が事実婚の配偶者等である場合は、事実婚を証明する書類の提出が必要です。
  - ☆ 事情によっては、上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- ※ 18歳に到達する日以後、最初の3月31日までにある子ども